

愛知県国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業コワーキングスペース等認定事業者 規約

(趣旨)

第1条 愛知県は、国家戦略特別区域における創業外国人材の事業所確保の特例及び、愛知県国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業の制度を活用し経営・管理の在留資格を得た創業外国人（以下、「創業外国人」という。）に対して、愛知県内でコワーキングスペースやシェアオフィス（以下「コワーキングスペース等」という。）の提供等が可能な事業者（以下「事業者」という。）の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本規約におけるコワーキングスペース等とは、構造上及び利用上の独立性を有していない、共同利用型の区画のことを指す。

(認定された企業等の呼称)

第3条 本規約により認定された事業者の呼称は、愛知県国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業コワーキングスペース等認定事業者（以下「認定事業者」という。）とする。

(認定要件)

第4条 認定事業者は、県内で、愛知県国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業の趣旨に沿って、創業外国人に対し、次の事項の支援が可能なコワーキングスペース等を運営する事業者（愛知県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者又は愛知県が認定事業者として登録することが不相当であると認められる者を除く。）であることを要件とし、愛知県が認定する。

- (1) 法人登記が可能であること。
- (2) 創業外国人が当該コワーキングスペース等を創業人材の事業所確保に係る特例として利用できる期限は、初回の在留資格「経営・管理」更新後、最大で1年までとし、その利用証明が第5条第1項第2号に定める書面により可能であること。

(役割)

第5条 認定事業者は、愛知県国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業の趣旨に沿い、以下の役割を担う。

- (1) 県からの創業外国人の事業活動状況等についての照会及び調査があった場合は速やかに対応する。
- (2) 創業外国人の初回の在留期間更新時には、必要に応じて利用期間に関する証明書（様式第1号）を発行する。
ただし、賃貸借契約書等に利用期間が明記されている場合は、その写しを様式第1号の代用とすることができる。

(認定手続)

第6条 認定に関する申請は、様式第2号により行い、次に掲げる書類を添付して、知事に提出する。
ただし、申請者が地方公共団体である場合、書類の添付は不要とする。

- (1) 役員名簿（申請者が法人の場合）
- (2) 定款又は登記事項証明書の写し（申請者が法人の場合）
- (3) 開業届の写し（申請者が個人事業主の場合）

（認定及び登録）

第7条 愛知県は、認定の申請があった事業者について、第4条の要件を満たしていることを確認した場合は認定し、創業外国人を受入れるコワーキングスペース等として登録したうえで、様式第3号を発行する。また、愛知県国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業のウェブページに認定事業者及び登録施設の名称とその所在地を掲載する。

2 愛知県は、認定の申請があった事業者について、第4条の要件を満たしていることを確認できなかった場合は、様式第4号により通知する。

（登録の変更及び認定の取消し）

第8条 認定事業者は、登録施設の施設情報に変更が生じた場合は、愛知県に対して様式第5号により報告する。

なお、登録施設を創業外国人に提供を行わなくなった場合は、様式第6号により届け出るものとする。

2 認定事業者が本規約に違反した場合、又は第4条の要件を満たさなくなった場合は認定を取り消すことがある。

3 認定の取消しは様式第7号により通知する。

（その他）

第9条 この規約に定めるもののほか、事業者の認定等に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規約は、令和4年3月24日から施行する。

附則

この規約は、令和4年12月13日から施行する。

附則

この規約は、令和6年10月3日から施行する。